

環境市民厚生常任委員会

日 時 令和3年9月28日（火） 午前10時20分 ～
場 所 全員協議会室

1 開 議

2 事務局日程説明

3 請願審査（討 論～採 決）

- （1）受理番号1 屋外工含む、すべての建設アスベスト被害者救済のため、
国と建材企業の拠出による補償基金制度創設を求める意見
書の提出を求める請願（別紙1）

4 議会だよりの掲載事項について

5 その他

請願文書表

(3年9月議会)

受理番号	受理年月日	件名	請願者	紹介議員	要旨	所管委員会
1	令和3年8月27日	屋外工を含む、すべての建設アスベスト被害者救済のため、国と建材企業の拠出による補償基金制度創設を求める意見書の提出を請願	亀岡市宇津根町川ノ口6-2 全京都建築労働組合亀岡支部 支部長 田畑 浩	長澤 三二 田口 並河 小松 齊藤 満 泉 豊 愛子 康之 義	<p>(請願の要旨)</p> <p>屋外工を含む、すべての建設アスベスト被害者救済のため、国と建材企業の拠出による補償基金制度創設を求める意見書を国に提出いただくこと。</p> <p>(請願の理由)</p> <p>建物の改修、解体に伴うアスベスト(石綿)の飛散によって、現在でもアスベストの被害は広がっており、被害者は、悪性中皮腫、肺がん、石綿肺、びまん性胸膜肥厚等による呼吸機能の低下により、日常生活もままならないなど、家族と共に大変な苦しみを背負っています。</p> <p>特に、輸入されたアスベストの80%から90%が建設資材として建設現場で使用され、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、国と建材メーカーが使用を進めたことにより、多くの被害者が建設従事者の中で生まれている状況があります。被害者及び遺族に対しては「石綿健康被害救済制度」による給付がなされているものの、十分な補償とはなっていません。こうした状況を受け、貴議会においては、2016年3月、建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を求める意見書が可決され、国宛で提出された経緯があります。</p> <p>アスベスト被害を受けた建設従事者と遺族が、国とアスベスト建材製造企業に対し、補償とアスベスト対策の抜本改正を求めた集団訴訟は、2021年5月17日の最高裁判決で、国と建材企業の不法行為責任が認定され、原告勝訴が確定しました。これを受け、首相が国の責任を認め原告らに謝罪し、同年6月9日、未提訴者への賠償も含めた国による「給付金法」が参議院において全会一致で可決成立しました。</p> <p>一方、建材企業は敗訴が確定したにもかかわらず、制度創設には一様に消極的です。また、最高裁判決では、「屋外工」(屋根、板金、外壁など)が救済から除外されているなど、全面解決にはまだ課題が残ります。</p> <p>首都圏での最初の提訴から13年、京都での提訴から</p>	所管委員会 環境市民厚生常任委員会

も10年という長い月日を費やし、志半ばで亡くなった原告も多数います。アスベスト被害者を真に救うためには、裁判によらず迅速に補償が受けられる制度の創設が必要であり、それは、原因者である国とアスベスト建材製造企業の応分の負担によって行われるべきです。また、「屋内」「屋外」で被害者を繰引さずすることなく、被害者はすべてひとしく救済されるべきです。ついでには、貴議会が以上の趣旨に基づき国に対して意見書を提出していただけるようお願いいたします。

地方自治法第124条の規定により、上記のとおり請願書を提出します。

建設アスベスト被害者の早期救済・アスベスト問題の解決を
求める意見書（案）

令和3年5月17日、最高裁において、「建設アスベスト損害賠償訴訟」について、国及び建材企業の責任、並びに、労働基準法上の労働者に該当しない「一人親方等」に対する国の責任を認める判断が行われたことは、非常に評価できるものの、「屋外作業員」に対する国の責任は、危険性を予見することは出来なかったとして認めなかった。

これを受けて、令和3年6月9日、参議院において、「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が可決成立したことで、損害賠償請求訴訟を提起することなく、金銭的な救済が図られることになったことは、建設業従事者のアスベスト被害者の方々にとっては長年の悲願が達成されたと大変大きく評価できるものである。

しかし、すべての建設アスベスト被害者の救済について、特に屋外作業員、また企業責任による損害賠償、補償のあり方についても課題が残っている。

現状、これらの課題については、本年5月に国と建設アスベスト訴訟関係団体が交わした基本合意書で継続協議するとしており、新法附則第2条においても「国は、国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされている。

さらに、首都圏での最初の提訴から13年、京都での提訴から10年という長い月日を費やし、志半ばで亡くなった原告も多数となっている状況がある。

よって、補償基金制度の実施を早期に行い、すべての被害者の救済とともに、アスベストを使用した構造物の撤去・処分について、国が補助等の支援策を講じるよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月28日

- 衆議院議長
- 参議院議長
- 内閣総理大臣
- 財務大臣
- 総務大臣
- 厚生労働大臣
- 経済産業大臣
- 国土交通大臣
- 環境大臣
- 内閣官房長官

宛

亀岡市議会議員 榎井 英昭

環境市民厚生常任委員長報告

(R 3 . 9 . 2 8)

環境市民厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、**第 1 号議案、令和 3 年度一般会計補正予算の本委員会所管分**であります。その主な内容は、民生費では、安心して妊娠・出産ができる環境を整えるため、陣痛タクシー利用補助事業を創設し、陣痛が起きた際に自宅等から病院まで、タクシーを無料で利用できる事業を実施するための経費の増額補正。

衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策として、12歳以上の方を対象にワクチン接種を速やかに実施する経費の増額補正であります。

採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 2 号議案、令和 3 年度介護保険事業特別会計補正予算**については、過年度国庫支出金等の精算による返納金に係る増額補正であります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、本委員会に付託された請願について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

受理番号1、屋外工含む、すべての建設アスベスト被害者救済のため、国と建材企業の拠出による補償基金制度創設を求める意見書の提出を求める請願について、その趣旨は、屋外工含む、すべての建設アスベスト被害者救済のため、国と建材企業の拠出による補償基金制度の創設を求める意見書を、国に対して提出するよう求めるものであります。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって採択すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

○利用無料「陣痛タクシー」

一般会計補正予算

(第4号)

可決(全員賛成)

・子ども・子育て支援
経費

238万円増額

安心して出産ができる環境を整備するため、出産入院時に自宅等から、出産病院までのタクシー利用料金1回分を無料とする。

対象

亀岡市に住民票のある妊婦、または里帰り、出産される妊婦。

○ワクチン接種、今後の見通しは

一般会計補正予算

(第4号)

可決(全員賛成)

予防接種経費

9669万3千円増額

【主な質疑】

問 今後の集団接種の接種計画は。

利用方法

妊婦は、事前に市内タクシー事業者へ氏名や出産病院を登録しておき、陣痛が始まった時点で出産病院に連絡し、入院の指示を受けられた後に、事前登録したタクシー事業者に連絡することで、タクシー事業者が妊婦を無料で移送する。

【主な質疑】

問 24時間対応するのか。

答 対応時間は、6時から24時まで。

答 9月から集団接種会場を亀岡運動公園の小体育館から大体育館に移し、接種人数を1日600人から1日1000人に規模を拡大した。11月末には接種希望者にワクチンが行き渡るよう計画している。